

# 終身刑（重無期刑）

## 1. 概要

### I 終身刑とは

#### 終身刑の定義

終身刑という言葉は、極めて多義的であり、絶対的終身刑と相対的終身刑に分けることができる。前者は「仮釈放のない」自由刑を指す。これに対し、終身刑と呼ばれているもののなかにも、仮釈放の許されるものがある。日本の無期懲役刑・禁固刑、不定期の拘禁、不定期刑などは、ここでいう後者に含まれる。

今回の報告では混乱を避けるため、終身刑という言葉は絶対的終身刑を指すこととする。

#### 終身刑の成り立ち

終身刑は、オランダの人道主義者ディルク＝フォルカーツォーン・コーンハートによって、1587年に考案された。それはオランダ人がスペインの全体主義王権による支配からみずからを解放した直後のことであった。彼は、拷問のような強制労働を伴う終身刑は「10人の死刑執行よりも」犯罪抑止効果があるはずであると述べている。

400年以上経った今、ヨーロッパでは、終身刑がヨーロッパにおける最高刑であることを当然と考えている人が数多く存在する。

### II 諸外国の状況

#### 終身刑が存置されている国

現在実質的に終身刑が存置されている国としては中国・アメリカ合衆国・イギリス・オーストラリア（一部の州を除く）・デンマークが挙げられる。

アメリカは州によって制度が大きくことなるが、現在38の州に終身刑があり（6州には死刑制度がない）、死刑も終身刑もない州が10州、死刑はあるが終身刑がない州は2州である。（但しイリノイ州は死刑執行を停止している。）

イギリスにおいては、裁判官が個別に最低服役期間（Tariff）を定める形を取っており、終身刑受刑者の最低服役期間の平均は約15年であるが、犯罪によっては、25年や30年といった通常より長い最低服役期間を定められることもあり、非常に重大な犯罪に対しては、例外的に終生の服役を定めることもできることから、終身刑も存在している。終生の服役を定められている者は、2002年時点では25人（終身刑受刑者全体の約0.5%）であるが、

2003年に最低服役期間に関する指針が設定されて以降、増加している。なお、終生の服役を定められた場合であっても、恩赦の可能性は残されている。

デンマークは、仮釈放の制度はないが、恩赦が柔軟に運用されており、終身刑の受刑者は、12年経過後、恩赦に関する審査を受ける権利が与えられ、恩赦を受けた者は5年間の保護観察つきで社会に復帰することができる。平均服役期間は16年となっているが、重大な犯罪の場合は服役が長期に及ぶことも多く、たとえば、警官4人を殺害した元受刑者は33年の服役を経て恩赦を許されている。

キプロスは極めて特殊なケースで、終身刑を宣告するが、1983年のキプロス大統領令によって、終身刑は20年を超えてはならないとされている。(事実上終身刑の廃止)

### Ⅲ日本の状況

#### 日本の刑法制度

日本では最高刑として死刑が存置されており、それに次ぐ刑として無期懲役が存在する。日本の無期懲役は、最低10年を経過した後に仮釈放が認められることがあるが、この仮釈放期間は恩赦などの措置がない限り、終生にわたって保護観察に付せられている期間が続く。これが前述した相対的終身刑としての機能である。

また法制上は10年を経過すれば仮釈放の申請が可能になるが(申請権は受刑者ではなく各刑務所長がもつ)、実際には、最近では基本的に最低20年以上が経過しなければ仮釈放が認められない運用がされており、2005年の仮釈放者の平均在所年数は約27年となっている。

#### 終身刑創設への動き

超党派の「死刑廃止を推進する議員連盟」は、「終身刑」の導入と、国会に死刑制度の是非を検討する調査会を設置することを柱とする議員立法を準備し、公明党の浜四津敏子代表代行が中心となって原案を作成したり、自民党の加藤紘一元幹事長が新たに参加したりと、動きを活発化させている。

#### 法律骨子案内容

事務局案は、

- <1>終身刑は現行法で死刑と無期刑の双方が定められている殺人罪や内乱罪などに設定
  - <2>公訴時効は死刑(30年)と無期刑(20年)の中間の25年
  - <3>少年には終身刑は適用せず「無期刑または10年以上15年以下の有期刑」に刑を緩和する
- などが柱になっている。

しかし国会提出は見送られ、現在は裁判員制度の実施状況を見守り、改めて法案提出の時期を検討している。

## 2. 論点

### 論点 1

#### 刑の格差を埋めるための終身刑導入

日本の場合最高刑である死刑に次ぐ刑が、仮釈放の可能性がある無期懲役であるということから、二つの刑の間に格差がありすぎるという批判が昔から存在してきた。確かに、一方は生命を奪うというとても重い刑罰であるのに対して、実際の運用上認められていないとはいえ制度上最短 10 年で仮釈放の可能性がある刑罰というのは間に大きな溝が存在するように感じられる。

そこでその両者の間の溝を埋めるための刑として終身刑を導入すべきか？死刑・無期懲役は現行のままであるという前提で考えてみてください。

#### 賛成派の意見

被害者感情を重視して重罰化傾向が高まり、死刑執行数も増えてきている。また、裁判で無期懲役を言い渡す際に、「仮釈放には慎重に」と注文をつけ、死刑と無期の落差を埋めようとする判決も出てきていることから、これらのニーズを満たす存在としての終身刑が必要とされている。

米国での調査の結果では、長期より短期の受刑者の方が、出所の可能性があるだけにむしろ、強い不満を抱いたり激しく権利を主張したりし、処遇が難しい傾向があることが判明しており、また、ある死刑囚は「死刑囚が精神を病むのは、いつ処刑されるか分からない状況に置かれるためだ。3 畳一間に死ぬまで閉じ込められていても、死刑執行がないと分かっていたら、その中の生活もまた人生だ。」と語っている。

米国の過去の死刑確定囚 100 人以上を調べたところ、終身刑があれば死刑判決にならなかったと推定される事例が、2 割あったという説もある。

#### 反対派の意見

無期懲役刑の仮出所者でも平均服役期間が 30 年前後に達しており、50 年以上服役している受刑者もいるなど、すでに終身刑に近い状態がある。

終生仮釈放の可能性がない終身刑は死刑と無期懲役のギャップを埋めるものではなく、死

刑よりも残虐な刑である。

裁判員制度が導入されるにあたって、終身刑が導入されると、死刑を宣告する責任の重たさから逃れるために終身刑を選択する裁判員が増え、死刑相当である犯罪を行った者であっても終身刑を言い渡される可能性が高くなる。

## 論点 2

### 死刑の代替刑として終身刑を導入すべきか？

現在の日本の最高刑は死刑であるが、これについて廃止すべきであるという流れが少なからずあり、ヨーロッパではほとんどの国が死刑を廃止、死刑存置国は世界で少数派となっている。さらに、国連も国際人権規約人権委員会が日本政府に対し死刑廃止に向けた措置をとることを勧告している。

そこで、仮に死刑が廃止された場合最高刑が無期懲役になることを防ぐためにそれにかわる代替刑として終身刑を導入すべきか？

死刑廃止論も絡めて考えてみてください。

### 賛成派の意見

死刑は人権の問題上許されない刑であり、それを廃止するために終身刑を導入することは妥当である。

裁判は人によって行われる以上、誤判・冤罪の可能性は常に存在する。死刑は冤罪の場合取り返しのつかない刑罰であるが、終身刑は刑の執行途中であれば再審請求を行うことができることから、冤罪による被害を最小限に留めることができる。

無期懲役が最高刑になるとどんな凶悪な犯罪を行った者であっても2~30年で仮釈放されてしまう恐れがある。(ペルーの法律では長期刑は最高で16年までとなっているため、300件の殺人を自供し、53件までの死体の埋めた場所を告白したペドロ・ロペスなどは終身刑を宣告されたにも関わらず、釈放されている。)

## 反対派の意見

死刑は国民に支持されている刑罰であり、世界的な風潮がどうであっても、終身刑に代替する必要はない。

死刑囚と異なり、拘置所で何らかのケアを受けながら暮らすのではなく、刑務所で刑に服しながら一生を送るという制度上、精神を病む受刑者も多く、その受刑者を扱う刑務官の肉体的・精神的負担は甚大なものになる。

現在刑務所は定員超過になっているところがほとんどで、終生釈放されない終身刑が導入されると今のままでは受刑者を管理することができなくなる。

## 3、参考資料

### アメリカの州ごとの刑罰制度

ドイツは 1949 年に死刑が廃止され、確かにそのときに終身刑が創設されたという。だが、終身刑は 1981 年に廃止された。またアメリカでは、死刑があれば終身刑がないのかというと実際には 3 分の 2 以上の州、すなわち 32 の州で死刑と終身刑がある。死刑も終身刑もない州が 10 州。死刑がなく終身刑があるという州は 6 に過ぎない。死刑があり、終身刑のない州が 2 州ということになる（「無期懲役受刑者処遇の問題点と重無期刑（終身刑）の導入について」 海渡雄一弁護士）。

	死刑	
	あり	なし
あり 終身刑	32州	6州
なし	2州	10州

表を見てわかる通り、死刑・終身刑ともあり、またはなし・なしが 80%を超え、あり・なしの組み合わせ（グレーのマス目部分）は非常に少数である。

### 死刑の適用基準

刑罰として死刑を選択する際には、以前は 1983 年に最高裁が永山判決で示した 9 つの要件を考慮して決められていたが、1999 年末、最高裁の 2 件の判決と 3 件の決定によって、5

つの要件（1. 殺人の前科、2. 殺人の計画性、3. 犯罪への主導性、4. 動機への情状、5. 犯行後の反省）が追加されたため、現在はそれらを含めて考慮されている。

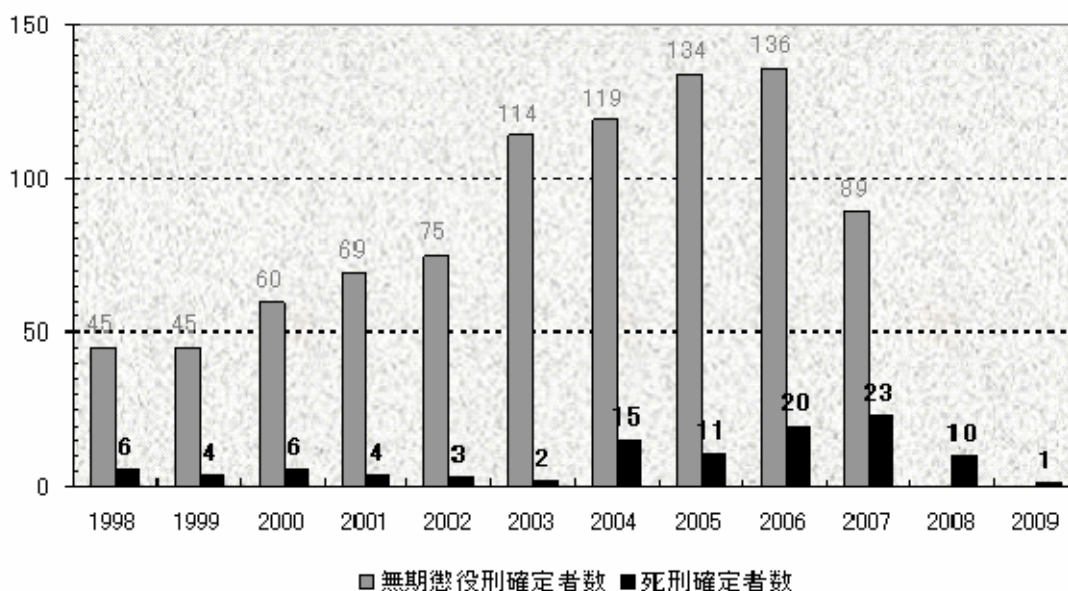
永山判決の9要件と新たに追加された5要件を整理すると下記の12要件になる。

1	犯罪の性質	2	殺人の計画性
3	犯罪への主導性	4	犯行の動機、及び動機への情状
5	犯行態様、特に殺害方法の執拗性、残虐性	6	結果の重大性、特に殺害された被害者数
7	遺族の被害感情	8	社会的影響
9	犯人の年齢	10	殺人の前科
11	犯行後の情状	12	犯行後の反省

● ※12の犯行後の反省について最高裁は、過度に評価をしないよう釘を刺している。現在の死刑適用基準の要件は、永山判決の要件（永山基準）とは違い、上記の12要件になっているのが実情である。

## 刑確定者の推移（死刑と無期懲役）

刑確定年ごとの無期懲役刑と死刑の確定者数



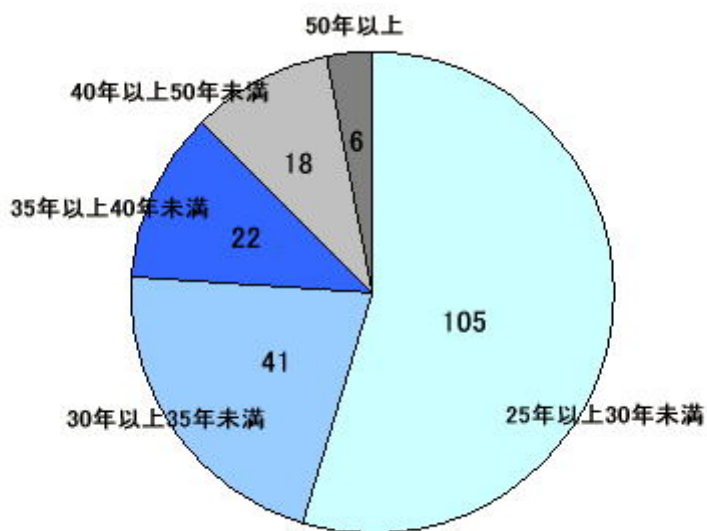
2003年までは年間一桁台で推移していた死刑確定者数が、凶悪事件の増加により、2004年以降は毎年10名以上で推移している。

- ※死刑確定者数との違いを分かりやすくするためグラフに併記してある無期懲役刑確定者数については、2008年分が発表されていないため、2008年以降の数について

は死刑確定者数のみ表記してある。

### 服役期間の長期化

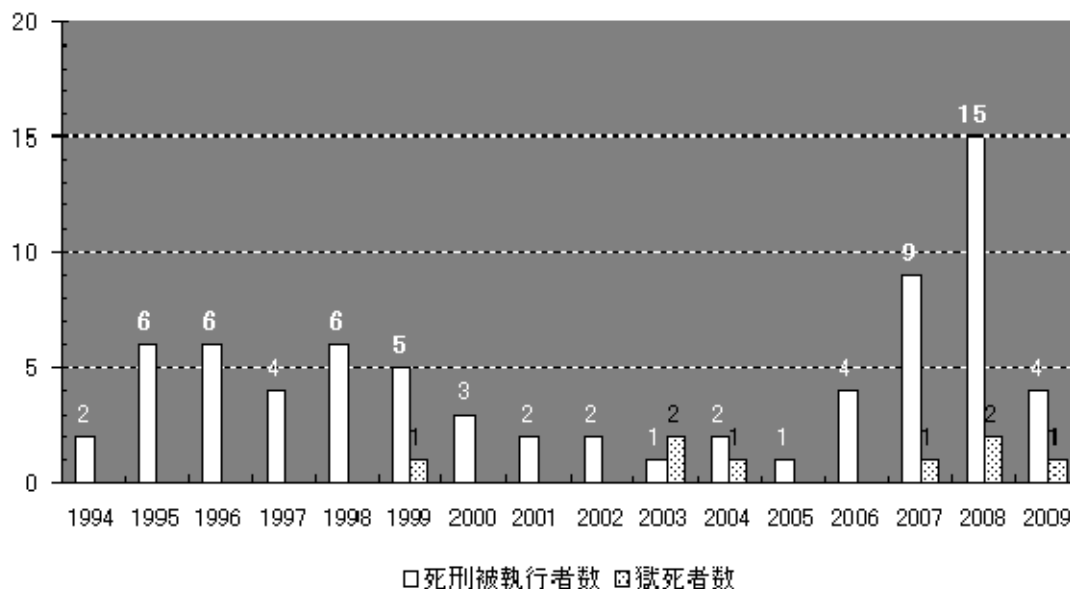
2008年4月時点で服役期間が25年以上の受刑者は合計192名になっているが、その中には服役期間が55年以上の受刑者も1名いる。



無期懲役刑での服役期間別受刑者数 2008年4月現在

## 死刑被執行者数の推移

死刑被執行者(獄死者)数の推移



2000年から1～3名に減少していた年間刑被執行者数が、2006年から年々増加し、2008年には年間15名になっている。

## 参考資料

国際的視点から見た終身刑—死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題—

龍谷大学矯正・保護研究センター編 石塚伸一監修 成文堂

行刑の現場とは

<http://mblog.excite.co.jp/user/luxemburg/entry/detail/?id=4292241>

法務省矯正局

<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/>

死刑廃止国と存置国 - アムネスティ・インターナショナル日本 死刑廃止ネットワークセンター

[http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/death\\_penalty/abolitions&retentions.html](http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/death_penalty/abolitions&retentions.html)